

港区創エネルギー・省エネルギー機器等設置費助成事業における J-クレジット創出に向けた連携事業候補者募集要項

1 目的

2050 年ゼロカーボンシティ達成に向け、港区創エネルギー・省エネルギー機器等設置費助成事業による助成金を基に区内に設置された機器等がもたらした温室効果ガス排出量削減効果の J-クレジット化を行うに当たり、区と連携して取り組む事業者を募集、選考します。

2 連携事業概要

(1) 件名

港区創エネルギー・省エネルギー機器等設置費助成事業における J-クレジット創出に向けた連携

(2) 内容

- ・事業者が設置するプログラム型プロジェクトを活用した J-クレジットの創出
- ・2050 年ゼロカーボンシティ達成に向けた助言

※詳しくは、別紙1「連携条件書」を参照してください。

(3) 連携協定期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※協定期間満了日の3か月前までに、区及び事業者のいずれかからの書面による改廃の申入れがないときは、協定の有効期間を1年間更新するものとし、その後の更新についても同様とします。

3 参加資格

本件募集に参加する者（以下「選考参加者」という。）の参加資格要件は、以下の要件を全て満たす者とします。各要件は、参加表明書提出日を基準日とします。

共同事業体を結成し、参加申請する場合、構成する全ての事業者が参加資格に該当することが必要です。なお、共同事業体における代表事業者の選出において、区は特段の要件を定めません。

なお、区は、本件募集の実施期間中又は募集選考後契約締結日までの間においていずれかの要件を欠くこととなった者に対して、選考の参加資格を取消し、又は連携協定を締結しない場合があります。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。）にないこと。
- (3) 港区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成16年7月30日16港政契第238

号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

- (4) 港区の契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年1月26日23港総契第1157号）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 過去3年間に地方自治体と脱炭素領域での連携実績があること。
- (6) 「別紙1 連携条件書」に記載している業務を適切に遂行することが可能な豊富な実績と運営・実施体制を有していること。

4 選考スケジュール（予定）

事項	日程
募集要項の公表・配布期間	令和8年1月30日（金）から 令和8年2月20日（金）午後5時まで
募集要項に対する質問受付期限	令和8年2月6日（金）正午まで
質問一斉回答	令和8年2月13日（金）
参加表明書・企画提案書等提出期限	令和8年2月25日（水）午後5時まで
審査（書類、プレゼンテーション及びヒアリング）	令和8年3月5日（木）
審査結果通知	令和8年3月12日（木）まで
連携協定締結日	令和8年4月1日（水）以降

5 配布書類等

(1) 配布場所

港区ホームページにて公開し、ダウンロード可能な状態とします。

※紙での配布を希望される場合は「13 担当・連絡先」へお問い合わせください。

(2) 配布期間（ホームページ掲載期間）

令和8年1月30日（金）から令和8年2月20日（金）午後5時まで

(3) 配布書類

選考実施関係

- ① 募集要項
- ② 【別紙1】連携条件書
- ③ 【別紙1-2】個人情報等取扱いに関する特記事項
- ④ 【別紙2】港区創エネルギー・省エネルギー機器等設置費助成事業におけるJ-クレジット創出に向けた連携事業候補者選考基準

提出資料関係

- ① 【様式1】質問書
- ② 【様式2】参加表明書兼参加資格審査申請書
- ③ 【様式3】共同事業体構成書
- ④ 【様式3-2】共同事業体協定書兼委任状

- ⑤ 【様式3－3】委任状
- ⑥ 【様式4】事業者概要及び業務実績
- ⑦ 【様式5】プログラム型プロジェクト運営実績届出書
- ⑧ 【様式6】J-クレジット創出対象メニュー届出書
- ⑨ 【様式7】J-クレジット取得計算書（太陽光発電システム）
- ⑩ 【様式7－2】J-クレジット取得計算書（家庭用燃料電池システム）
- ⑪ 【様式7－3】J-クレジット取得計算書（照明機器LED化）
- ⑫ 【様式7－4】J-クレジット取得計算書（空調機器更新）
- ⑬ 【様式7－5】J-クレジット取得計算書（その他提案）
- ⑭ 【様式8】報告等の方法に関する提案書
- ⑮ 【様式9】事故・緊急時対応提案書
- ⑯ 【様式10】選考参加辞退届

6 質問書の受付・回答

（1）受付期限

令和8年2月6日（金）正午

（2）受付方法

【様式1】質問書に必要事項と質問を記入の上、「13 担当・連絡先」までFAX又はメールで提出してください。提出する場合は、送信未達を防ぐため、必ず確認の電話を入れてください。

（3）回答方法

令和8年2月13日（金）に、全ての質疑に対する回答書を港区ホームページで公表します。なお、回答の際、質問者は公表しません。また、意見の表明と解されるものや質疑の内容（質問内容が不明瞭なもの等）によっては回答しない場合があります。

7 企画提案書等の提出

（1）提出方法

- ア 直接担当まで持参して提出
- イ メールに添付して提出

※添付ファイルは必ずPDF形式にした上で送信してください。

（2）提出受付期間

- ア 直接担当まで持参して持参する場合

令和8年2月2日（月）から令和8年2月25日（水）

各日午前9時から午後5時まで

※事前に電話予約の上、来所してください。

- イ メールに添付して提出する場合

令和8年2月2日（月）から令和8年2月25日（水）午後5時まで

※送信未達を防ぐため、必ず確認の電話を入れてください。

（3）提出先

〒105-8511 港区芝公園1-5-25

港区役所 8階 環境リサイクル支援部環境課地球環境係

TEL 03-3578-2496

メール : minato139@city.minato.tokyo.jp

(4) 提出資料

① 事業者に関する書類

※共同事業体を結成し、参加申請する場合は、構成する全ての事業者について提出が必要です。

(ア) 登記簿謄本（履歴事項全部証明書等）

(イ) 財務諸表（最新の事業年度のもの）

(ウ) 納税証明書（法人の場合は法人税、法人事業税（地方法人特別税を含む）、消費税及び地方消費税）

② 【様式2】参加表明書兼参加資格審査申請書

※以下の③～⑤は、共同事業体を結成し、参加申請する場合に提出。

③ 【様式3】共同事業体構成書 ※該当する場合のみ提出

④ 【様式3-2】共同事業体協定書兼委任状 ※該当する場合のみ提出

⑤ 【様式3-3】委任状 ※該当する場合のみ提出

⑥ 【様式4】事業者概要及び業務実績

※共同事業体を結成し、参加申請する場合は、構成する全ての事業者について提出してください。

⑦ 【様式5】プログラム型プロジェクト運営実績届出書

⑧ 【様式6】J-クレジット創出対象メニュー届出書

※以下の⑨～⑬は、⑧で示したメニューに該当するものを提出

⑨ 【様式7】J-クレジット取得計算書（太陽光発電システム）

⑩ 【様式7-2】J-クレジット取得計算書（家庭用燃料電池システム）

⑪ 【様式7-3】J-クレジット取得計算書（照明機器LED化）

⑫ 【様式7-4】J-クレジット取得計算書（空調機器更新）

⑬ 【様式7-5】J-クレジット取得計算書（その他提案）

⑭ 【様式8】報告等の方法に関する提案書

⑮ 【様式9】事故・緊急時対応提案書

⑯ 事業者が作成する独自提案資料（原則10ページ以内）

(5) 提出部数

ア 直接担当まで持参して提出する場合

・提出資料①から⑤ 1部

・提出資料⑥から⑯ 正本1部、副本5部

※提出資料⑥から⑯は順番に重ねて、ファイルに綴じてください。正本1部は表紙に事業者名を記入し、副本5部については事業者名を記入しないでください。また、全ての提案書等の中には、事業者名（協力事業者名を含む。）を特定する事項（社名、マーク等）を記入しないでください。

・提出資料（正本）データを格納したCD-R等 1枚

※CD-R等表面には社（者）名を記入してください

イ メールに添付して提出する場合

部数の考慮は不要です。全ての提案書等の中には、事業者名（協力事業者名を含

む。)を特定する事項（社名、マーク等）を記入しないでください。

(6) 留意事項

- ア 各資料はA4サイズ、文字サイズは11ポイント以上としてください。
- イ 独自提案資料は10ページ以内とし、各提出資料のサイズに合わせてください。但し、
様式4、様式5、様式7－5の記載においてページを追加した場合は、追加したページ
枚数を含めて10ページ以内とします。
- ウ 直接持参して提出する場合は、正本、副本とも、各様式に様式番号を記載したインデ
ックスを付してください。

8 事業候補者の選考と審査

【別紙2】港区創エネルギー・省エネルギー機器等設置費助成事業におけるJ-クレジ
ット創出に向けた連携事業候補者選考基準のとおりです。

9 提案に当たっての注意事項

- (1) 次の各号に該当する場合は、提出書類が無効となる場合があります。
 - ① 提出方法、提出先、提出期間に適合しないもの
 - ② 記入すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
 - ③ 虚偽の内容が記載されているもの
 - ④ この要項に定める手続き以外の手法により、選考委員又は関係者に選考に対する助言
等を直接または間接的に求めた場合
- (2) 本提案に要する費用、旅費その他業務に関する一切の費用は、選考参加者の負担とし
ます。
- (3) 提出書類等の返却はいたしません。
- (4) 提出受付期間終了後の提出書類等の差替え及び再提出は認めません。
- (5) 質問受付終了後は、本業務に関する質問は一切受け付けません。
- (6) 提出された企画提案書は、選考作業に必要な範囲において、複製することができます。
- (7) 選考された企画提案書に係る著作権は作成者に帰属し、港区は無条件でその使用権を
持つものとします。
- (8) 企画提案書に記載した業務責任者は、病気・死亡等極めて特別な場合を除き変更する
ことができません。
- (9) 区は、事業候補者の提案に拘束を受けないものとします。
- (10) 参加表明後に選考参加辞退する場合は、【様式10】選考参加辞退届を提出してくださ
い。

10 その他

- (1) 選考参加者は、本業務その他により知り得た個人情報及び資料、その他守秘すべき情
報を他に漏らしてはなりません。
- (2) 選考参加者は、業務の遂行に際して、区の情報資産を取扱う案件については、港区情
報安全対策指針を遵守してください。また、選考参加者は、区が実施する港区情報安全
対策指針の遵守状況に関する点検作業に応じるものとします。点検作業には、情報セキ

セキュリティにおいて問題が発生した場合の検査、あるいはセキュリティ監査等が該当します。

- (3) 選考関連書類作成のために港区が配布した資料等は、港区の許可なく公表・使用することはできません。
- (4) 本業務への参加申込事業者が1者の場合であっても、各審査を実施します。
- (5) 選考参加にあたり選考参加者に生じた損害等について区は一切その責を負いません。
- (6) FAX等の通信事故については、区はいかなる責任も負いません。
- (7) 公正な選考が確保できないと判断した場合は選考を中止することがあります。
- (8) 虚偽申請等不正行為が発生した場合は、事業候補者の取消、指名停止（登録事業者のみ）等のペナルティを課します。

11 選考結果の公表について

本業務の選考過程の情報は、全て区政情報です。区政情報は、「港区情報公開条例」の定めるところにより、原則公表です（ただし、同条例第5条に定めるものを除く。）。

事業候補者として選考された場合には、事業候補者選考過程と合わせ、提出された企画提案書を原則として区ホームページで公表します。企業秘密に関する記載があるなど、提案書原本の公表が難しい場合は、概要版の作成を依頼します。

12 開示請求

提出された提案書等は、港区情報公開条例の規定による開示請求の対象公文書となり、開示決定される場合があります。提出された提案書の一部又は全部を、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物として、同法第18条第3項第3号前段かっこ書きに規定する意思表示をする場合には、提案書等に意思表示する旨及び該当箇所を明記してください。ただし、開示、非開示の判断は、提出していただいた提案書等の記載事項に基づき行うものではなく、提案書等を参考に、同条例に基づき区が客観的に判断します。

13 担当・連絡先

〒105-8511 港区芝公園1-5-25

港区環境リサイクル支援部環境課地球環境係（区役所8階）

電話：03-3578-2496 FAX：03-3578-2489

メール：minato139@city.minato.tokyo.jp